



【発信日】令和5年4月26日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 22番窓口）

行政経営部 政策推進課 小林、小野田

電話 0779-64-4824（内線 2512）

クラウドファンディングで地域づくりに取り組む団体等の募集について

～本年度 新規事業「クラウドファンディングで叶える地域のみらい応援事業補助」～

「クラウドファンディングで叶える地域のみらい応援事業補助」は、市がクラウドファンディングで集めた寄附金を原資に、地域の課題解決や魅力向上に資する事業に取り組む団体等に対して補助金を交付する制度であり、本年度から新たに開始します。

つきましては、対象者を下記により募集しますので、事前周知をよろしくお願ひします。

記

1 募集期間（申請書等の受付期間）

5月1日（月）～7月18日（火） ※年間でこの期間のみ

2 対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者3人以上で構成される団体
- (2) 市内に事業所を置く法人又は個人

3 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業

- (1) 地域の課題解決や魅力向上に資するもので市が認定した事業（認定基準あり）
- (2) クラウドファンディングを行い、対象者が一定の範囲内で設定する目標額を達成した事業
※目標額を達成しなかった場合、補助金は交付されない。

4 補助金額

クラウドファンディングで集まった寄附金からサイト手数料を除いた額

5 申請方法

ホームページにある申請様式を記入して提出



申請様式などの掲載ページ

（裏面へ）

6 事業の流れ

- (1) 認定申請書の提出（募集期間：5月1日～7月18日）
- (2) 対象者がクラウドファンディングページを作成
- (3) クラウドファンディングの実行（募集期間は最長59日間）
- (4) （目標額に達した場合）補助金交付申請
- (5) 事業を実施

7 事業の特長

- ・「クラウドファンディング」と「ふるさと納税」を組み合わせた仕組みであり、ふるさと納税による住民税等の控除が受けられるため、寄附者の負担が少なく、多くの寄附が期待できる。
- ・市が認定することで事業の信頼性が高まり、寄附者に安心感を与え、多くの寄附が期待できる。

8 その他

詳細は別添「チラシ」参照

市がクラウドファンディングを行い、

集まった寄附金を原資に、

地域の課題解決や**魅力向上**

に資する事業に取り組む団体などに対して

補助金を交付します。



事前相談・認定申請の**受付期間: 2023/5/1~7/18** 期間中においても申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

募集概要

1. 参加資格

地域づくり団体等 ※具体的には次のいずれかに該当する者

- 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者3人以上で構成される団体
- 市内に事業所を置く法人又は個人

2. 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業

- 地域の課題解決や魅力向上に資する事業で**市が認定**したもの
- クラウドファンディングを実行し、**寄附目標額を達成**した事業

3. 寄附目標額

50万円以上で、サイト手数料を除いた額が**195万円以内**の額となるように地域づくり団体等が任意に設定できます。

※寄附目標額を達成できなかった場合、補助金は交付されません

4. サイト上の寄附募集期間

原則11月中旬までの期間 (最長59日間)

5. 補助金の交付申請ができる者

補助対象事業の要件を満たした事業に取り組む地域づくり団体等

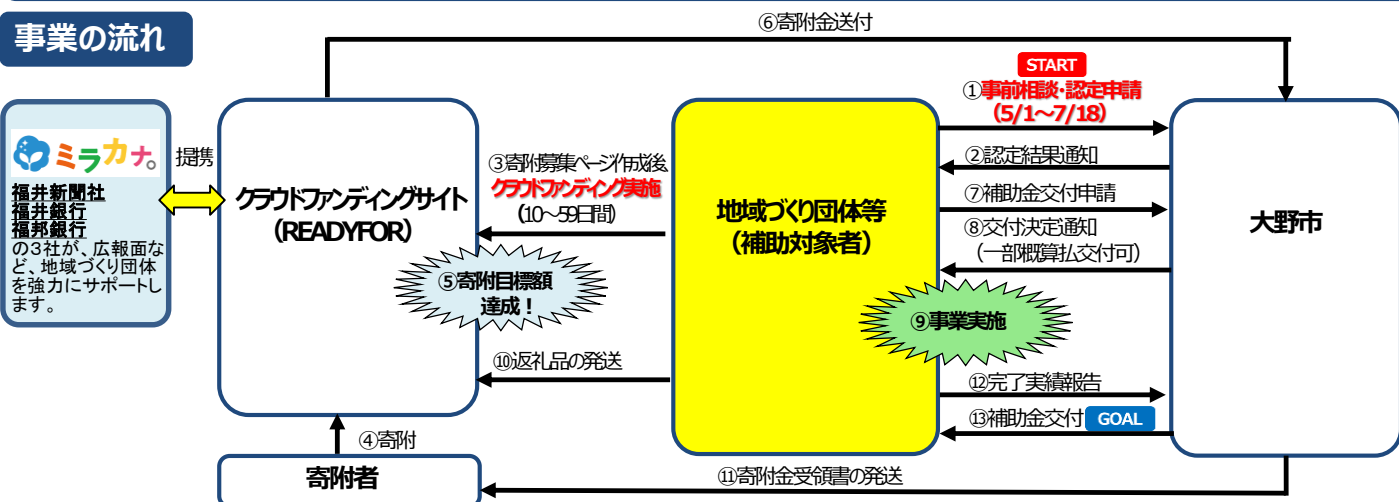
6. 補助金の額

集まった寄附金の額から**サイト手数料を除いた額** (裏面Q4参照)

7. クラウドファンディングサイト

READYFOR (レディフォー)

事業の流れ



こんなメリットがあります!

**ふるさと納税なので
寄附者の負担が小さい!**

ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集します。寄附者は寄附金税額控除を受けられるので負担が少なく、より多くの寄附が期待できます。

**市の認定を受けるので
事業の信頼性アップ!**

寄附金を募集するには市の認定を受ける必要があります。運営母体が市であることが、寄附者に安心感を与え、より多くの寄附が期待できます。

**サポーターをつけることが
でき、初心者でも安心!**

クラウドファンディング運営会社のサポーターから、寄附金募集ページ作成のアドバイスを受けることができるので、クラウドファンディング初心者でも安心して取り組みます。

Q&A

Q1 どんな事業が「市の認定」を受けることができるのですか？

A1 市は概ね次の基準に沿って審査を行い、認定の可否を決定します。

<認定基準>

- 市総合計画に掲げる課題の解決又は施策に推進に資する事業であるか【**市総合計画との整合性**】
- 多くの市民が利益を享受できる事業であるか【**公益性**】
- 地域資源を生かした事業であるか、地域の関係者と連携した事業であるか【**地域性**】
- 寄附目標額の達成を見込める事業であるか、事業を確実に実施できる組織体制となっているか【**実現性**】 など

Q3 寄附目標額を達成できなかった場合でも、集まった分だけ補助金の交付を受けることはできますか？

A3 寄附目標額を達成できなかった場合、寄附金は寄附者に返金されるため、**補助金の交付は一切ありません。**

したがって、事業のスケール感に対して、あまりにも高い寄附目標額を設定することはリスクが高くなります。

まずは、確実に達成できそうな寄附目標額を設定し、その目標額を達成したら、**ネクストゴール**を設定して、寄附募集を続けることもできますので、最大限に集める工夫を行い、寄附獲得につなげましょう。

Q5 補助金の対象経費について教えてください。

A5 補助金の対象経費、対象外経費は次のとおり定めています。

<補助対象経費>

報償費（構成員に対する謝金除く）、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が適当と認める経費

<補助対象外経費>

- 市の他の補助事業の対象となっている経費
- 飲食に要する経費及び定期的な維持管理経費
- 出資及び出捐に要する経費
- 基金積立金

Q7 なぜクラウドファンディングがふるさと納税になるのですか？

A7 本制度は、市が認定した地域づくり団体等の事業に対して、市がクラウドファンディングを行い、ふるさと納税として寄附金を募集するものです。

言い換えると、応援したい「事業」を支援するための「クラウドファンディング」と、応援したい「自治体」に寄附するための「ふるさと納税」の2つの長所を組み合わせた制度となっています。

ふるさと納税として取り扱われるため、寄附者は、**寄附額のうち2千円を超える金額が、所得税と住民税から控除（控除額には上限あり）**されることになり、通常のクラウドファンディングよりも、寄附が集まりやすくなります。

Q2 クラウドファンディングの成功のコツを教えてください。

A2 「クラウドファンディングをすれば、資金がどんどん集まる！」と思っている人もいます。しかし、実際は、そのようなケースは稀であり、多くの実行者が**資金を集める努力**をしています。

<成功のコツ>

- **サイトの寄附募集ページを充実させる**（事業の経緯や目的を明確にし「おもしろそう」「応援したい」と思わせることが重要）
- **返礼品の内容を念入りに考える**（他にはなく特別感があるものがおススメ。寄附額に応じてランクを変えるのも一つ）
- **自ら積極的に支援を呼びかける**（事前に知り合いなどに寄附を呼び掛け、自らSNSなどで情報を発信しましょう） など

Q4 集まった寄附金から除かれる「サイト手数料」とは？

A4 補助対象者が選べる2つのサポートプランに応じて、手数料が設定されています。**寄附総額から手数料を除いた額が補助金の額の上限**になります。また、いずれのプランも寄附目標額未達成の場合、手数料はかかりません。

<シンプルプラン>

手数料：寄附総額×**16.5%（税込）**
サポート：「READYFOR」サイトの利用

<フルサポートプラン>

手数料：寄附総額×**税込22%（税込）** ※左記計算による
手数料が**22万円を下回る場合は一律22万円**
サポート：「READYFOR」サイトの利用
寄附募集ページ作成に必要なアドバイス

Q6 寄附者に「返礼品」を提供する必要がありますか？

A6 返礼品を「提供するかどうか」「何を提供するか」は**補助対象者が任意に決める**ことができます。ただし、返礼品を提供する場合は、次の基準を必ず守ってください。

<返礼品基準>

- **地場産品** 又は **市内で提供されているサービスであること**
 - **返礼品の価格が寄附額の3割以内であること**
 - **大野市民には返礼品を送らないこと**（イベントなどへの招待券など、金銭的な価値が伴わないものであれば是供可）
- 返礼品費用（梱包料・発送料含む）は補助対象者が負担
➢ 返礼品を提供しない場合でも、寄附者に対して「**活動報告・お礼のメッセージ**」は必ず送付してください。

お問い合わせ

大野市 行政経営部 政策推進課

〒912-8666 大野市天神町1-1 大野市役所 2階

TEL 0779-64-4824

MAIL seisaku@city.fukui-ono.lg.jp

申請書類等は、「大野市ホームページ」からダウンロードできます。
まずは、お気軽にご相談ください。



市HPの関連ページ→